

一般社団法人宮城県農業会議令和8年度事業計画

Ⅰ 基本方針

令和7年度の日本の夏は、3年連続で平均気温が史上最高を更新し、記録的な暑さとなっている。また、頻発する自然災害の激甚化は、農業を始め産業や暮らしに大きな影響を及ぼすことが危惧されている。さらに、農業者の高齢化による担い手不足は深刻であり、耕作放棄地が増加する中、地域農業の持続的発展のためには、担い手の確保・育成と、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消をいかにして実現していくかが喫緊の課題となっている。

円安や不安定な国際情勢が、肥料・飼料や食料の安定的な輸入を困難にするなど、食料確保と農業経営の不安定化が懸念される場所である。特に、令和6年夏頃から米の価格高騰が顕著になった「令和の米騒動」は、米生産の重要性を国民に問う機会となったが、農業者からは極端な高値による米離れを危惧する声もあり、消費者と農業者、双方が納得のできる安定した米価の実現が急務となっている。これらの状況を踏まえ、国内の農業生産力を高めることを基本とし、輸入への過度な依存を是正した食料安全保障への踏み込んだ政策実現が不可欠となっている。

国においては、令和7年4月に食料・農業・農村基本法基本計画が閣議決定され、令和7年度から初動の5年間を「農業構造転換集中期間」と位置づけ、農業の構造転換を集中的に推進することとしている。

このような中、令和7年3月までに、全国約1万9千地区、本県においても33市町村196地区で地域計画が策定されるところであるが、担い手が特定できなかった農地は対象農地の約3割を占め、改めて農業・農村の危機的な状況が明確になっている。

令和7年度から本格化している、地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取り組みについて、農業現場で重要な役割を担っている農業委員会は、実施主体である市町村と綿密に連携しながら、農地所有者の意向把握、地域協議の場への参加、目標地図素案の更新、農地の集約化に向けた利用調整等に引き続き取り組み、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」を推進していく。

また、農林水産省が令和4年に通知した「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく活動について、更なる浸透による確実な実施と成果が求められている。さらに、令和8年度には、21市町村で農業委員等の改選が行われる予定であり、女性委員の登用など多様な人材の参画をさらに進めることが重要である。

こうしたことから、農業委員会組織は、これらの動きに適切に対応し、農業者の意見を取り入れ、組織活動の強化を図りながら、日常生活や営農活動を起点として「農地等利用の最適化活動」を着実に取り組んでいくことが重要である。

農業委員会ネットワーク機構として指定を受けた一般社団法人宮城県農業会議（以下、「本会」という。）は、市町村農業委員会の活動を積極的に支援するため、県をはじめ関係機関、団体と一層の連携を図りながら、業務規程に定める次の活動事項について取組を強化していく。

【活動事項の重点】

1. 農業委員会相互の連絡調整、優良な農業委員会の取組事例の公表、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員等に対する講習・研修等の実施

令和7年度から実施している新たな「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」においては、地域計画を実現するための取組を本格化し、地域計画の策定主体である市町村や、関係機関及び農業者と連携した農地の利用調整等の取組を支援する。さらに、地域の話し合い活動や農業者との意見交換等、地域計画のブラッシュアップに向けた取組支援を強化し、農業委員会組織運動として重点的に行う。

農業委員会の最適化活動目標が、意欲的な目標設定となるよう働きかけるとともに、目標達成に向けた助言等の支援を行う。点検・評価とその結果の公表・報告が着実に実行され、農業委員会活動のPDCAサイクルの定着により、継続的な改善が図られるよう支援する。また、農業委員会の課題解決を支援するため農業委員会への巡回活動を行い、相談活動や収集した情報を取りまとめて提供する他、研修や優良な取組を情報提供して横展開を図る。

令和8年度は全国的に3年に一度の農業委員会改選年にあたり、本県においても21農業委員会が改選を迎えるため、農業委員会の改選に伴う事務が円滑に進むよう支援する。また、令和9年の農業委員会改選に向けた女性委員の登用を促進するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員の併存配置の検討を進めるなど、農業委員会体制の在り方についての議論を深めるとともに意見集約を行う。

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員への農業委員会業務等に関する研修の実施と相互研鑽を支援するとともに、地域農業の持続的発展に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して宮城県運動を推進していく意識の統一を図るため「第11回農業委員会大会」を開催し、あわせて県民への理解促進に努める。

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進のための支援

各市町村において策定された地域計画は、実現とブラッシュアップを図る取組を継続していくことが重要であり、県をはじめ関係機関との緊密な連携のもと、その取組が効率的・効果的に実施されるよう支援する。また、目標地図素案の見直しが円滑に進むよう、農業委員会サポートシステムの操作支援、情報提供等を行う。農業委員会サポートシステムについては、農地情報が日常的・継続的に整備・最新化されるよう働きかけ、eMAFF農地ナビによる速やかな公開等が行われるよう、全国農業会議所と連携しながら活用促進に向けて支援する。また、地域計画に基づく農地の円滑な利用調整、集積・集約活動が行われるよう、農業委員会と市町村、農地中間管理機構との意見交換や情報共有の場を設けるなど、連携強化を支援する。

農地利用状況調査・荒廃農地調査については、適切な実施に向けた支援を行うほか、相続登記義務化の啓発や粗放的農地利用、非農地判断などが適切に行

われるよう働きかける。

また、農業委員会が行う所有者不明農地等の解消に向けた取組を支援するとともに、所有者不明農地対策事業により、地域計画内の所有者不明農地の解消に向けた取組を支援し、優良な事例の横展開を図る。

3. 農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための支援

宮城県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」と言う。）の活動を基本に、農業経営の合理化・健全化に向け、県やみやぎ農業振興公社などの関係機関との連携のもとに、認定農業者や農業法人、新規就農者等が抱える経営上の課題や経営継承等の解決に向けた経営相談会や経営診断、専門家派遣などを通じて、伴走型の支援を行う。

新規就農支援では、支援センターが実施する就農相談会に関係機関とともに対応する。また、農業委員会が行う新規就農者確保に向けた取組への支援や、就農希望者への情報提供、新規就農者と農業委員会との相互の情報共有を図ることにより、円滑な就農を支援する。また、雇用就農資金の活用を図るとともに、優良民間企業の本県への農業参入を支援する。

女性や若者に選ばれる地域農業の実現を目指して、農業地域における男女共同参画社会の実現と農業経営基盤強化の促進に向けた取組を支援する。特に、地域計画の話し合いの場への女性や若者等の多様な人材の参加と農業委員会への女性委員の登用促進に向けて、各種制度等の啓発・普及を推進するとともに、多様な人材が認定農業者になり地域農業の担い手となるよう市町村の農業経営改善計画の申請を支援する。

農業者年金制度の啓発と加入推進活動を強化するための取組方針を策定して、農業委員会における加入推進活動の市町村格差の是正を図り、全ての市町村で農業者年金の加入推進活動が活発に行われるよう支援する。

4. 農業の担い手の組織化・運営への支援

本県の担い手組織及び女性農業委員組織の事務局を担当し、各組織の目的達成に向けた組織活動の強化、組織相互の連絡調整をはじめ、活動の充実と次世代育成活動への支援、組織構成員の意識高揚や資質向上、組織のトップマネージャーとしての経営管理能力の向上支援に努める。

5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動

今後の農政活動や農業構造政策の推進、各種施策の基礎データとするため、農業委員会の協力のもと各種調査を実施する。

全国農業新聞を普及・活用した情報提供活動を法令業務の一環として農地利用最適化を推進する全国運動「農地利用の最適化を実現するための全国農業新聞普及推進3ヵ年運動」の目標達成に取り組む。農業委員・農地利用最適化推進委員皆購読の目標達成に向けた取組と、農業経営改善と地域農業の発展のため、認定農業者や地域の担い手となる農業者等に対して普及推進し、部数拡大を目指す。また、全国農業図書を研修テキストとして、農業委員会や関係機関

への活用を進める。

農地利用最適化への取組みにおいて、農業委員会活動を農業者や地域住民に周知し、理解醸成が一層重要になっている。農業委員会業務の周知と活動の見える化を進め、地域計画の実現を後押しするため、「農業委員会だより」未発行農業委員会における発行を支援する。

6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営

農地等の転用許可は、法令業務として厳格な審査が必要であることから、県及び農業委員会と密接に連携して市町村農業委員会から諮問された全ての案件について現地調査するとともに、常設審議委員会を開催して適正かつ公正な制度運営を図る。

7. 関係行政機関等に対する意見の提出

農業・農村を取り巻く諸課題に対処するため、農業委員会と連携の上、農地等利用の最適化に関する改善策などの取りまとめを行い、関係行政機関に意見を提出する。また、農業委員会段階においても、農業者との意見交換会の開催や市町村への意見提出を行うよう強く働きかける。

県内の農業関係団体等との連携を図りながら、資材高騰や家畜伝染病、気象災害への対応など、地域の農政課題の解決や国の農業施策などに対し、現場の声を反映させた政策提言や要請活動を行う。

II 事業計画

1. 農業委員会相互の連絡調整、優良な農業委員会の取組事例の公表、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員等に対する講習・研修等の実施

(1) 「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」の推進

本運動は、平成28年度から農業委員会組織の農地利用集積の加速化に向けた組織運動として取り組み、令和4年度から令和6年度までは、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村をつくる宮城県運動」として最適化活動の強化に向け、とりわけ、地域計画の策定に向けて、農業委員会が果たすべき目標地図素案の作成などに重点的に取り組んできた。

各市町村において地域計画が策定されたことから、令和7年度からの新たな宮城県運動においては、地域計画を実現するための取組を本格化し、地域計画の策定主体である市町村や、関係機関及び農業者と連携した農地の利用調整等の取組を行う。さらに、地域の話し合い活動や農業者との意見交換等、地域計画のブラッシュアップに向けた取組を強化し、農業委員会組織運動として重点的に行う。

宮城県運動の推進のため、本会理事会等において農業委員会の積極的な取組を推進し、そのノウハウ等の情報提供を行うことで最適化活動の強化に繋げる。

(2) 農業委員会による農地利用最適化活動の推進への支援

農業委員会の最適化活動の目標設定を確認し、地域計画の実現やブラッシュアップの視点が反映されるよう意欲的な成果目標と活動目標の設定を促すとともに、必要に応じた助言等により目標達成に向けた支援を行う。点検・評価とその結果の公表・報告が着実に実行され、農業委員会活動のPDCAサイクルの定着により、継続的な改善が図られるよう支援する。

農業委員・農地利用最適化推進委員の日常活動のうち何が最適化活動に該当するかを明確に示すとともに、活動記録の徹底を推進し、意欲的な活動日数目標の設定と実現に繋げる。

農業委員会の意向把握調査の実施や地域の話し合い活動への参画、目標地図素案の見直し・更新等の農地利用最適化活動が円滑に推進され、それらを実施する委員の活動報酬を確保するため、農業委員会が機構集積支援事業や農地利用最適化推進事業(前・農地利用最適化交付金)を積極的に活用するよう、県との連携により農業委員会に働きかけていく。また、農業委員会の改選時等には、農業委員会が策定する「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の、現況に即した見直しの検討を促す。

これらを確実に推進するため、農業委員会への巡回活動を実施し、最適化活動等への取組の進捗状況や課題を確認し、改善のために必要な情報提供や助言、支援を行う。農業委員会には、巡回活動で収集した情報を取りまとめて提供する他、優良な取組を公表し、研修会等で横展開を図る。

(3) 農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員に対する研修の実施

農業委員会の重点活動である農地利用最適化活動に資するため、農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員等を対象とした研修を実施する。

特に、農業委員会における地域計画の実現やブラッシュアップへの取組を一層進めるため、農業委員会サポートシステムやワンデスクシステムの操作、農地台帳データの更新や住民基本台帳等との照合による最新化、相続等による農業委員会への農地の権利移動の届出の徹底や不在村地主・所有者不明農地対策等の研修を実施する。また、地域計画の法定化や農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画への一本化、全国的な太陽光発電設備や所有者不明土地への対応等による農地法等関連法令の改正が相次ぐことから、農業委員会の法令業務の適正な執行に向けて、農地法を中心とした関連法令及び制度等の専門的知識の習得のため体系的な研修を実施するとともに、事務局職員の情報共有を図るための意見交換会を実施する。

地域農業者の中心的存在であり、農地の権利移動等の事務を取り扱う農業委員・農地利用最適化推進委員が、法令遵守の精神と高い倫理観をもって農業委員会業務に取り組めるよう、特に新任委員を中心にコンプライアンスに関する研修を実施する。

(4) 農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う農業委員会の改選対応と併存配置の見直し等体制整備への支援

令和8年度は全国的に3年に一度の農業委員会改選年にあたり、本県においても21農業委員会が改選を迎える。農業委員会の改選に伴う事務が円滑に進むよう、情報収集を行うとともに相談活動や情報提供等により支援する。

令和9年7月にかけて任期満了を迎える17市町に対して、農業委員・農地利用最適化推進委員の応募・推薦が活発に行われ、農業委員会に女性をはじめとする多様な人材が登用されるよう、農業委員会制度や業務内容等を広く周知するとともに、これらの活動に積極的に取り組む農業委員会女性委員組織のみやぎアグリレディス21と連携して支援する。特に、農業委員会への女性委員登用を促進するため、みやぎアグリレディス21と連携して、該当する市町村長、市町村議会議長、市町村農業委員長に対する要請活動に取り組み、市町村における第6次男女共同参画基本計画の成果目標達成を支援する。

平成28年の農業委員会法改正により農業委員会に農地利用最適化推進委員が設置されたことで、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担や農業委員会の運営体制が課題となってきた。全国農業会議所が実施した全国調査により、農業委員会活動の機動性や業務運営に支障をきたしている状況が浮き彫りになったことを踏まえ、地域計画の実現を推進する観点から、農業委員会の体制の在り方について検討し、議論を深めるとともに意見集約を行う。

(5) 宮城県農業委員会大会の開催

国では令和7年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、初動の5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしている。

農業委員会組織としては、食料生産の原点である人と農地の観点から、食料安全保障の強化や農業者の経営発展、真に豊かな農業・農村の実現に向けた政策提言を継続していく必要がある。

このため、地域計画の実現とブラッシュアップに向けた農業委員会の役割を果たすとともに、宮城県運動の着実な推進のため、農業委員・農地利用最適化推進委員の一層の意識統一を図るため、「第11回宮城県農業委員会大会」を開催する。

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進のための支援

(1) 地域計画の実現とブラッシュアップに向けた農業委員会活動への支援

市町村、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区など関係機関・団体との連携・協力のもと、市町村の地域計画の実現とブラッシュアップが効率的・効果的に実施されるよう支援する。

農業委員会が実施することとなる地権者や耕作者の未回収分の意向調査、農地一筆ごとの意向調査、目標地図素案の見直しを支援するとともに、見直しに係る地域の話合いの場への積極的な参加と農地集積に向けた調整を働きかける。地域の話合いの場においては、担い手はもちろん、女性や将来を担う青年等、多様な人材の意見が反映されるよう参画を働きかける。

また、目標地図素案の見直しや更新の作業が円滑に進むよう、農業委員会サポートシステムの操作や農地台帳の最新化に向けた支援、情報提供等を行う。

地域計画に基づく円滑な利用調整と集積・集約活動が行われるよう、農業委員会と市町村、農地中間管理機構との意見交換や情報共有の場を設けるなど、連携強化を支援する。

(2) 農地有効利用対策と遊休農地対策の推進

遊休農地の解消に向けて、農地利用状況・荒廃農地調査の適切な実施への支援を行う。復元可能な「緑」区分農地については、草刈りなどの保全管理や農地中間管理事業の活用により、年間2割の面積が解消されるよう農業委員会に働きかける。また「黄色」区分農地については、遊休農地の解消計画である工程表が策定されるよう農業委員会に助言する。

なお、再生不可能と判断された農地については、適切な非農地判断とともに地域計画の話合いに基づくゾーニングを働きかけていく。

遊休農地解消を目的に、遊休農地の再生や活用とあわせた郷土料理の継承や食育の啓発等の地域活動、食農教育推進のための保育施設、学校等教育機関との共同事業等の取組を支援する。特に、農業委員会女性委員活動において実施されている農業委員会の地域の特色ある活動を、みやぎアグリレディス21と

連携して支援するとともに、研修会等において優良事例の横展開による取組の更なる波及を図る。

(3) 所有者不明農地解消への支援

農業委員会が、所有者不明農地等の解消のために行う相続登記義務化の啓発や、共有不明者の積極的な探索・公示、農地中間管理事業を活用した遊休化防止、粗放的農地利用への誘導などの取組を支援する。また、所有者不明農地対策事業により、支援対象となった地域計画区域内の所有者不明農地の解消に向け、農業委員会と一体となった取組を実施するとともに、優良事例の共有等など取組の横展開を図っていく。

(4) 農業委員会サポートシステムの円滑な運用と利活用促進に向けた支援

農地台帳は、農地法に規定された法定台帳であることの重要性を踏まえ、農業委員会サポートシステムの農地情報が日常的・継続的に整備・最新化されるよう働きかける。

特に、農業委員会サポートシステムによる農地台帳の整備は、農地パトロール（農地利用状況調査）や目標地図素案の見直し・更新に向けたシミュレーション機能の活用など、基礎的な情報整備や資料作成及び公表において最も効果的・効率的である。このことを踏まえ、活用の前提である農業委員会サポートシステムの最新化を図る取組を支援するとともに、農地の耕作状況、権利移動等のデータの着実な整備・更新及びeMAFF農地ナビによる速やかな公開等が行われるよう、全国農業会議所と連携して、農業委員会事務局職員への基本操作及びシステムの利活用に向けた研修を中心に支援する。

3. 農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための支援

(1) 認定農業者や農業法人等の経営発展支援

県農業経営・就農支援センターの一環として、経営相談会や法人化研修会の開催等を通じ、重点支援対象者の候補者の掘り起しを図る。重点支援対象者に対して専門家派遣や県普及組織と協力した伴走型の支援を行い、法人化、経営改善、事業継承といった農業者等が抱えている様々な課題の解決を支援する。また、農業従事者・雇用就農者確保に向けた体験受入制度の推進など、人材確保と育成に関する取組を支援する。

さらに、本県農業の太宗を担う認定農業者や農業法人等の担い手が一堂に会し、農業経営の発展に向けた新技術や経営管理能力の向上のための研鑽・相互交流を図るため、「令和8年度みやぎ農業担い手サミット」を開催する。

(2) 新規就農者の確保に向けた取組の強化

新規参入・新規就農者の確保は、農地利用最適化活動の柱の一つであり、地域計画の実現・ブラッシュアップに向けた鍵となるものである。このため、農業委員会の農地利用最適化活動推進指針に基づく、農業委員会と市町村等

が連携した就農相談会の開催など、農業委員・農地利用最適化推進委員の主体的な参画を働きかける。また、県農業経営・就農支援センターが開催する就農相談会に参画するほか、農業委員会や本県への就農希望者等に対し、各種事業・制度、農地取得に関する情報提供などの支援を行う。

市町村の就農支援策や農地情報の提供により、就農希望者の円滑な就農を促進するため、農業委員会から提供された新規就農希望者向けPR資料の作成・更新を進め本会ホームページに掲載するとともに、に就農相談会等での活用を図る。

県農業大学校や関係団体と締結した「新規就農者確保・育成に関する包括連携協定」を踏まえ、県農業大学校の研修生等と農業委員会との意見交換会を開催する。農業委員会の参画により新規就農者への農地の貸借や売買、経営のノウハウや担い手育成施策の情報提供、地域共同体等への橋渡しなど、円滑な就農を支援して地域への定着を図る。

(3) 雇用就農者の育成・定着に向けた支援

本県の新規就農者数に占める雇用就農者の割合は、近年5割前後を占めており、雇用就農は、県の目標値である年間160人の新規就農者確保に向けて重要な位置づけとなっている。この雇用就農を促進するため、県内農業法人等に対して雇用就農資金等の活用を推進する。電子媒体による広告や、事業活用中の経営体と研修生にインタビューを行い、事例として紹介する。また、雇用就農資金事業に採択された経営体に対する研修や現地確認調査を行い、適切な事業実施と定着を図る。

(4) 民間企業等の農業参入への支援

農業の担い手が少ない地域では、農業参入を希望する民間企業等も重要な担い手となる。このため、農業会議とともに窓口となっている、県、みやぎ農業振興公社、市町村、市町村農業委員会と連携し、地域計画との整合性を図りながら、本県での農業参入を希望する優良民間企業等に対して、相談・情報提供活動を実施するなど、各関係機関と連携した農業参入への橋渡し等を行う。

(5) 多様な人材の活躍推進に向けた働きかけと各種制度の普及

女性や若者に選ばれる地域農業の実現を目指して、農業地域における男女共同参画社会の実現と農業経営基盤の強化の促進に向けた取組を支援する。

農業地域において女性や若者などの多様な人材が活躍できる環境づくりを進めるため、性別や年齢等による役割分担に対するアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた活動に取り組む。

特に、地域計画の実現と第6次男女共同参画基本計画の成果目標達成に向けて、農業後継者や配偶者、新規就農者等が地域農業の担い手となり、農業委員会が作成する目標地図素案の「白地」(将来の耕作者が決まっていない農地)が改善されるよう、農業者年金や家族経営協定等の啓発・普及を推進するとともに、市町村の農業経営改善計画の単独申請や共同申請を支援する。

農業委員会が参画する地域の話し合い活動に、女性や若者等の多様な人材が参加し、地域の総意として地域計画が決定されるよう、農業委員会に対して、農業後継者や配偶者、新規就農者等が話し合いの場へ参加するよう働きかけるとともに、その活動を支援する。

(6) 農業者年金制度の啓発・加入推進活動の活性化

本県の農業者年金加入推進の取組方針を策定し、各農業委員会の新規加入者目標達成に向けて、加入推進名簿の整備・更新や加入推進部長の設置、加入推進対策会議の開催、加入推進者を明確にした戸別訪問の実施など、農業委員会における計画的な加入推進対策の支援に取り組む。

特に、潜在的な加入対象者が見込まれ、新規加入者実績の少ない農業委員会に対して、加入推進活動への取組を重点的に働きかける。加入推進を行う農業委員会に対しては、農業委員会総会日などに合わせて農業委員・農地利用最適化推進委員への研修会の開催や戸別訪問の実施のための具体的な取組を働きかける。また、加入推進活動の市町村格差是正に向けて、加入推進活動計画の進捗状況を点検し、活性化に向けた農業委員会巡回や情報提供を随時行う。

制度啓発活動においては、若い農業者や女性を中心に、ラジオCMやWeb、SNSなど多様な広告媒体を活用し、農業者年金をより多くの農業者に知っていただくよう制度啓発に努める。また、農業者年金事務の適正執行を図るため、農業委員会が対応する被保険者や受給権者への相談等に対して、助言や支援を行う。

4. 農業の担い手の組織化・運営への支援

以下に掲げる本県の担い手及び農業委員会女性委員組織の事務局を担当し、各組織の目的達成に向けた組織活動の強化、組織相互の連絡調整をはじめ、活動の充実と次世代育成活動を支援する。また、組織のトップマネージャーとしての経営管理能力向上のための支援と、組織構成員の資質向上や意識高揚のための研修や意見交換等を支援する。

各組織の構成員が、市町村で策定する地域計画において担い手農業者として位置づけられるよう、情報提供や地域の話し合いの場への参加を推進する。また、農業経営の人手不足や農業地域の人材不足を解消するため、各組織に対して外国人労働者や障がい者雇用への各種施策や優良事例等の情報提供を行う。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス21

5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動

(1) 農業・農業委員会に関する各種調査の実施

今後の農政活動や農業構造政策の推進、各種施策の基礎データとするのと

もに、農業委員会の状況を調査して組織内外の理解醸成に活用するため、農業委員会の協力のもとに以下の調査を実施する。

1. 田畑売買価格等に関する調査
2. 農作業賃金・農業労賃に関する調査
3. 農業委員会組織に関する各種調査
4. その他、農業動向に関する調査

(2) 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進

全国農業新聞を普及・活用した情報提供活動を法令業務の一環として農地利用最適化を推進する全国運動「農地利用の最適化を実現するための全国農業新聞普及推進3ヵ年運動」の目標達成に取り組む。

農業委員会組織が発行する組織紙・情報紙である全国農業新聞を、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読に取り組むほか、研修や情報提供、普及資材の提供等により農業委員会の普及推進活動を支援する。委員退任後の継続購読の働きかけを強化するとともに、一人でも多くの農業委員会活動に対する理解者・支援者を増やす観点から、認定農業者、農業法人、雇用就農資金参加経営体、一般消費者、関係団体等を対象に購読の普及推進を図る。

農業委員会事務局職員を全国農業新聞宮城県支局情報員として委嘱し、地域の情報を記事として提供するほか、取材や記事の執筆に関する研修や情報提供を行うとともに、全国農業新聞宮城県支局記事表彰を実施し、優秀な記事の横展開等により支局情報員の資質向上を促す。

農業委員会制度、農地制度、農業施策などの研修テキストとして、農業委員会に対して全国農業図書の活用を進める。農業委員会における独自の研修会での活用を推進するほか、農業委員会大会や各種研修会等で見本展示等により普及・販売を促進する。また、担い手農業者には、本会主催の各種研修会等を通じて経営関係や法人化に関する図書の普及推進を図るとともに、一般農業者に対しては、関連団体へ税制や青色申告、農業簿記に関する図書の紹介を実施し、普及推進を図る。

(3) 「農業委員会だより」発行への支援

地域の農業者・住民に対する情報提供と農業委員会業務への理解促進を図るため、「農業委員会だより」未発行の農業委員会に対して発行に向けた取組を支援する。県内の「農業委員会だより」を本会ホームページに公開し広域の情報提供を支援するとともに、各農業委員会の発行体制や紙面内容等について情報提供を行う。

「農業委員会だより」の紙面の充実や発行体制の強化のため、「農業委員会だより」コンクールを実施して、紙面構成や記事内容、発行体制など優秀な農業委員会を表彰するとともに、受賞した「農業委員会だより」を全国コンクール表彰へ推薦する。

(4) 本会活動の「見える化」推進による情報発信

農地利用の最適化活動を中心とした本会活動の「見える化」を進め、農業

委員会並びに関係機関との連携を強化するため、機関誌「農政時流」を定期発行し、本会活動や農業・農政に関する情報発信を行う。

本会事業の情報を広く発信するため、ホームページを設置して掲載する情報を適時更新する。

6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営

(1) 農地転用許可事務等の適正執行への支援

農業委員会における農地転用許可事務等の法令業務においては、法令遵守のもと、より一層、適正かつ公平・公正な事務処理や審議を行うことが求められている。特に、近年増加している太陽光発電のための転用に対する審議や違反転用者に対し、厳格な対応が必要である。このため、本会は県と緊密な連携と情報共有のもと、農業委員会への必要な助言や支援、本会ホームページを通じた事務処理等に関する情報提供を行う。さらに、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局や、農業委員向け研修において、これまでの事例を踏まえた農地転用許可事務に対する理解を深めることにより、適正かつ公正な制度運用を支援する。

(2) 常設審議委員会の開催

農業委員会は原則として30アールを超える農地転用の許可申請にあたり、本会の常設審議委員会の意見聴取が義務づけられている。このため、全ての案件について現地調査を行った上で、毎月1回常設審議委員会を開催し、農地転用案件について厳格かつ適正な審議を行う。また、これまで諮問のあった案件の実施状況の確認や農業者が目指すべき優良な経営体を調査し適正な審議に資するため、常設審議委員による現地調査を実施する。

7. 関係行政機関等に対する意見の提出

(1) 農業現場の声を反映した行政機関への政策提言・要請活動

農業委員会が最適化活動の推進に係る事務をより効率的かつ効果的に実施できるよう、政策提言を行う。担い手組織や市町村農業委員会を通じて、現場の生の意見を広く集約しながら、農地等利用最適化推進施策の改善に関する農業委員会組織の意見を取りまとめ、常設審議委員会において審議した上で、具体的な内容・施策について、県知事宛てに意見を提出する。

また、市町村農業委員会において、「地域の農業者等との意見交換会」の定期的な開催などを通じて農業現場の意見を取りまとめ、農地等利用の最適化の一層の推進に向け、市町村長に対して意見提出を行うよう強く働きかける。

さらに、農地等利用の最適化のみならず、食料・農業・農村基本計画に基づき打ち出される施策に関する意見や、担い手の確保・育成や経営確立、中山間地域の活性化対策や多面的機能の維持・発揮など、農業・農村全般に渡る政策提言や要請活動を、全国農業会議所等と連携して政府・国会等に対して行う。

(2) 資材高騰対策や気象災害等への対応

資材高騰は慢性化しており、農業経営はもとより地域経済へのダメージも限界に達している。また、大雨や地震など自然災害の頻発化、激甚化、家畜伝染病、野生鳥獣による被害は生活圏にも及ぶなどリスクが高まっており、国民への食料の安定供給や持続的な農業経営が危ぶまれる事態となっている。

こうした中、国の新たな基本計画が策定され、今後、食料安全保障や適正な価格形成、農地法制の見直し、水田施策の見直しなど、農業の構造転換に向けた新たな施策展開が行われることとなる。このような動きを注視しながら、多くの担い手・新規就農者が確保されるとともに、担い手である農業者が安心して経営を継続し発展に向けた取組ができるよう、真に必要な政策について政府・国会等へ提案・要請活動を展開していく。

III 会議等

本会の運営並びに業務執行のため、次の会議等を行う。

下記の他、会長の命により必要に応じて開催する。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 通常総会 | 令和8年6月 |
| 2. 臨時総会 | 令和9年3月 |
| 3. 理事会 | 年4回 |
| 4. 常設審議委員会 | 年12回（原則、毎月1回） |
| 5. 監査会 | 令和8年5月 |

IV 附帯業務

本体業務に関連する下記団体の事務局を担当する。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス21
5. 宮城県農業者年金協議会
6. 宮城県農業委員会事務研究会